

図書館協議会に係る根拠法令

図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則（抄）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

江府町立図書館の設置及び管理に関する条例（抄）

（図書館協議会の設置）

第5条 法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（図書館協議会の組織）

第6条 協議会の委員（単に「委員」という。）は、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験者

2 委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。